香川県	ルポール讃岐	高松市中野町二三番二三号
愛媛県	公立学校共済組合道後宿泊所（にぎたつ会館）	松山市道後姫塚一八番地二
高知県	高知県教育センター本館	高知市大津乙一八一番地
福岡県	福岡県吉塚合同庁舎	福岡市博多区吉塚本町一三番五〇号
佐賀県	佐賀勤労者総合福祉センター（メートプラザ佐賀）	佐賀市兵庫北三丁目八番四〇号
長崎県	長崎県庁	長崎市尾上町三番一号
熊本県	公立学校共済組合熊本宿泊所（水前寺共済会館グレーシア）	熊本市中央区水前寺一丁目三三番一八号
大分県	大分県教育センター	大分市大字旦野原字ヘバル八四七番二
宮崎県	ひまわり荘	宮崎市瀬頭二丁目四番五号
鹿児島県	鹿児島県社会福祉センター	鹿児島市鴨池新町一番七号
沖縄県	沖縄県立那覇商業高等学校	那覇市松山一丁目一六番一号

三　出願の期限等

出願の期限は次のとおりとし、当該期限内に文部科学大臣に出願するものとする。

なお、その場合は、当該期限までの消印があるものに限り受け付ける。

第一回

平成三十年四月二十日から同年五月九日まで。

第二回

平成三十年八月三十日から同年九月十三日まで。

また、受験手続その他高等学校卒業程度認定試験に関する問合せは、文部科学省生涯学習政策局生涯学習推進課（東京都千代田区霞が関三丁目二番二号、電話番号〇三（五二五三）四一一一（内線二六四三））。土曜日、日曜日及び祝日を除く。）に行うこと。

○農林水産省告示第四百五十九号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十六条第一項の規定により、次のように保安林の指定を解除する。

平成三十年三月七日

農林水産大臣　**齋藤　健**

一　解除に係る保安林の所在場所　埼玉県秩父郡小鹿野町両神小森字半渕四七五八の五・四七五九の八（以上二筆国有林）、四七五五の三、四七五五の四、四七五八の二、四七五八の四、四七五九の五、四七五九の七

二　保安林として指定された目的　土砂の流出の防備

三　解除の理由　指定理由の消滅

○農林水産省告示第四百六十号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十六条第二項の規定により、次のように保安林の指定を解除する。

平成三十年三月七日

農林水産大臣　**齋藤　健**

一　解除に係る保安林の所在場所　埼玉県秩父郡小鹿野町両神小森字半渕四七五八の三、四七五九の六

二　保安林として指定された目的　土砂の流出の防備

三　解除の理由　道路用地とするため

○農林水産省告示第四百六十一号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十六条第一項の規定により、次のように保安林の指定を解除する。

平成三十年三月七日

農林水産大臣　**齋藤　健**

一　解除に係る保安林の所在場所　岐阜県瑞浪市日吉町字本林一九四八の二一、一九四八の七一から一九四八の七四まで、一九四八の七六、一九四八の九九、一九四八の一〇〇、一九四八の一〇五、一九四八の一〇六、一九四八の一〇八、字鳥屋ケ谷一九四九の九、一九四九の一六

二　保安林として指定された目的　土砂の流出の防備

三　解除の理由　指定理由の消滅

○農林水産省告示第四百六十二号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十六条第二項の規定により、次のように保安林の指定を解除する。

平成三十年三月七日

農林水産大臣　**齋藤　健**

一　解除に係る保安林の所在場所　岐阜県瑞浪市日吉町字本林一九四八の八四から一九四八の八七まで、一九四八の九〇、一九四八の九二から一九四八の九六まで、一九四八の九八、一九四八の一〇一、一九四八の一〇三、字鳥屋ケ谷一九四九の七、一九四九の一四、一九四九の一五、一九四九の一七から一九四九の一九まで

二　保安林として指定された目的　土砂の流出の防備

三　解除の理由　道路用地とするため

○農林水産省告示第四百六十三号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十六条第二項の規定により、次のように保安林の指定を解除する。

平成三十年三月七日

農林水産大臣　**齋藤　健**

一　解除に係る保安林の所在場所　神奈川県横浜市栄区田谷町字雲雀子八八四の三（国有林）

二　保安林として指定された目的　公衆の保健

三　解除の理由　道路用地とするため

○農林水産省告示第四百六十四号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十六条第一項の規定により、次のように保安林の指定を解除する。

平成三十年三月七日

農林水産大臣　**齋藤　健**

一　解除に係る保安林の所在場所　神奈川県愛甲郡清川村宮ケ瀬字金沢一六九二の一一・一六九二の一二・一六九二の三二（以上三筆について次の図に示す部分に限る。）、一六九二の三三

二　保安林として指定された目的　土砂の流出の防備

三　解除の理由　指定理由の消滅

（「次の図」は、省略し、その図面を神奈川県庁及び清川村役場に備え置いて縦覧に供する。）

○農林水産省告示第四百六十五号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十六条第二項の規定により、次のように保安林の指定を解除する。

平成三十年三月七日

農林水産大臣　**齋藤　健**

一　解除に係る保安林の所在場所　神奈川県愛甲郡清川村宮ケ瀬字金沢一六九二の一一・一六九二の一二・一六九二の三二（以上三筆について次の図に示す部分に限る。）、一六九二の三三

二　保安林として指定された目的　土砂の流出の防備

三　解除の理由　道路用地とするため

（「次の図」は、省略し、その図面を神奈川県庁及び清川村役場に備え置いて縦覧に供する。）

○農林水産省告示第四百六十六号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十六条第二項の規定により、次のように保安林の指定を解除する。

平成三十年三月七日

農林水産大臣　**齋藤　健**

一　解除に係る保安林の所在場所　愛知県新城市作手高松字上川手二八の三一、二九の三、三〇の二

二　保安林として指定された目的　土砂の流出の防備

三　解除の理由　道路用地とするため

○農林水産省告示第四百六十七号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第三十三条の二の規定により、次のように保安林の指定施業要件を変更する。

平成三十年三月七日

農林水産大臣　**齋藤　健**

一　指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所　滋賀県米原市藤川字川戸一一九八の一・一一九八の七・一一九八の一〇（以上三筆について次の図に示す部分に限る。）、一一九八の二から一一九八の六まで、一一九八の八、一一九八の九、一一九八の一二、一一九八の一三、一一九八の一六、一一九八の二七から一一九八の三八まで

二　保安林として指定された目的　土砂の流出の防備

三　変更後の指定施業要件

㈠　立木の伐採の方法

1　次の森林については、主伐は、択伐による。

字川戸一一九八の一（次の図に示す部分に限る。）

2　その他の森林については、主伐に係る伐採種を定めない。

3　主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

4　間伐に係る森林は、次のとおりとする。

㈡　立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種　次のとおりとする。

（「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を滋賀県庁及び米原市役所に備え置いて縦覧に供する。）